

岡崎市指定地域生活支援事業の給付等に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条 - 第16条）

第2章 移動支援事業（第17条 - 第19条）

第3章 日中一時支援事業（第20条 - 第22条）

第4章 雑則（第23条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に岡崎市長（以下「市長」という。）が定める基準に基づき指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の移動支援事業並びに同条第3項に基づく日中一時支援事業（以下「給付事業」という。）を実施した場合の給付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において障がい者とは、法第4条第1項に規定する障害者であって居住要件（岡崎市に住民登録があり、かつ、現に岡崎市に居住していることをいう。以下同じ。）を満たす者をいう。

2 この要綱において障がい児とは、児童福祉法第4条第2項に規定する小学校就学の始期から満18歳に達するまでの障害児であって居住要件を満たす者をいう。

3 この要綱において未就学障がい児とは、児童福祉法第4条第2項に規定する小学校就学以前の障害児であって居住要件を満たす者をいう。

4 この要綱において障がい者等とは、障がい者、障がい児及び未就学障がい児をいう。

5 第1項及び第2項の定義のうち、居住要件のみを満たさない者であって、特に岡崎市福祉事務所長（以下、「所長」という。）が認めた者については障がい者等とみなす。

（支給申請及び支給決定）

第3条 給付事業に係る費用の基準額（以下「基準額」という。）は別に市長が定めるものとし、当該基準額に係る支給決定を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者は、所長に申請をしなければならない。

2 前項に係る申請は、障がい福祉サービス等支給申請書兼同意書に世帯状況・

収入・資産等申告書兼同意書及び利用者負担額減額・免除等申請書を添えて行うものとする。

3 所長は、支給決定をしたときは、当該決定を受けた障がい者又は障がい児の保護者（以下「支給決定障がい者等」という。）に、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担割合決定通知書により通知し、地域生活支援事業受給者証を交付するものとする。

4 所長は、第1項の申請を却下したときは、却下決定通知書により当該決定を受けた者に通知するものとする。

（支給決定の変更）

第4条 支給決定障がい者等は、支給決定に係る支給量を変更する必要がある場合は、所長に申請しなければならない。

2 前項に係る変更の申請は、地域生活支援事業支給量変更申請書によるものとする。

3 所長は、変更を決定したときは、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担割合決定通知書により、変更の却下を決定したときは、却下決定通知書により当該決定を受けた者にそれぞれ通知するものとする。

（支給決定の有効期間）

第5条 支給決定の有効期間は、決定日の前日が属する月の末日から1年以内の期間とする。

（支給決定の辞退）

第6条 支給決定障がい者等は、利用の対象となっている障がい者等（以下「対象障がい者等」という。）が給付事業を受ける必要がなくなったとき、又は支給決定の有効期間内に岡崎市以外の市町村へ住民登録を異動する、若しくは岡崎市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったときは、支給決定の辞退を届け出、地域生活支援事業受給者証を返還しなければならない。

2 前項に規定する辞退の届け出は、地域生活支援事業支給辞退届出書によるものとする。

（申請内容の変更）

第7条 支給決定障がい者等又は対象障がい者等の氏名、居住地等に変更が生じたときは、支給決定障がい者等は、所長に対し変更内容を届け出なければならない。

2 前項に規定する変更の届け出は、申請内容変更届出書によるものとする。

（受給者証の再交付）

第8条 支給決定障がい者等が第3条第3項に規定する受給者証を破損し、汚損し、又は失ったときの受給者証の再交付の申請は、受給者証再交付申請書によるものとする。

(支給決定障がい者等の負担割合)

第9条 支給決定障がい者等は、基準額から別に市長が定める費用を控除した額に次の各号に掲げる支給決定障がい者等の区分に応じた負担割合(以下「利用者負担割合」という。)を乗じ、10円未満を切り捨てた額(以下「利用者負担額」という。)を負担しなければならない。

(1) 課税世帯2 次号から第4号に掲げる者以外の者
6%

(2) 課税世帯1 支給決定障がい者等及び当該支給決定障がい者等と同一の世帯に属する者(障がい者にあつては配偶者に限る。以下同じ)が当該給付事業の支給決定のあつた月(以下「支給決定月」という)の属する年度(支給決定月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第5条4第6項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が障がい者にあつては16万円未満、障がい児にあつては28万円未満である者(次号及び第4号に掲げる者を除く。)
4%

(3) 非課税世帯 支給決定障がい者等及び当該支給決定障がい者等と同一の世帯に属する者が支給決定月の属する年度(支給決定月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者及び次号に掲げる者を除く。)
0%

(4) 生活保護 支給決定障がい者等及び当該支給決定障がい者等と同一世帯に属する者が支給決定月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)である者又は要保護者である者であつて、この号に定める額を負担割合としたらならば保護を必要としない状態となるものに該当する場合
0%

(公簿等の未提出の場合の負担割合の特例)

第10条 支給決定障がい者等が前条に規定する負担割合の算定のために必要な事項に関する書類を提出しないときの負担割合は、10%とする。

(利用者負担割合の軽減及び免除)

第11条 所長が、法第31条第1項に定める災害その他の厚生労働省で定める特別の事情があることにより、利用者負担額を負担することが困難であると認めた支給決定障がい者等については、利用者負担割合の軽減及び免除(以下「利用者負担割合軽減」という。)を適用することができる。

2 前項の利用者負担割合軽減の適用を受けようとする者は、地域生活支援事業利用者負担割合軽減・免除申請書(次項において「減免申請書」という。)に地域生活支援事業受給者証を添えて、所長に提出しなければならない。

3 所長は、前項の利用者負担割合軽減の適用について、別表1の左欄に掲げる支給決定障がい者等の利用者負担割合をその事由の発生日の属する月から1年間(減免申請書の提出がやむを得ない理由で遅滞した場合は、提出日の属する月から1年間)、それぞれ同表の右欄に掲げる利用者負担割合とすることができる。

4 所長は、第2項の申請があった場合は、速やかに審査し、利用者負担割合の変更の可否を決定し、地域生活支援事業利用者負担割合軽減・免除決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

5 所長は、前項の規定により利用者負担割合を変更したときは、当該申請者に対し変更後の利用者負担割合を記載した地域生活支援受給者証を交付するものとする。

(指定事業者)

第12条 給付事業の提供は、指定事業者が支給決定障がい者等と契約を締結し、行うものとする。

(指導監査及び調査)

第13条 市長は、給付事業の提供に関して必要と認めるときは、指定事業者又は指定事業所の従業者その他給付事業を担当する者(以下「従業者等」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、質問し又は照会することができる。

2 指定事業者は、市長が行う指導監査又は支給決定障がい者等、その家族その他の者からの苦情、通報等に基づき随時に行う調査に協力するとともに、指導又は助言をうけた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 前項の指導監査又は調査を行うときは、岡崎市の職員は、身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給付費の支給)

第14条 指定事業者は、事業を提供した月について、当該月の提供状況を記録したもの(以下「実績記録票」という。)を支給決定障がい者等に交付し、当

該実績記録票に基づいた基準額の請求を支給決定障がい者等に行うものとする。

- 2 指定事業者は、前項に規定する請求を行った場合は、当該請求に係る実績記録票を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、支給決定障がい者等が第1項の規定に基づき、指定事業者へ基準額の支払を行ったときは、当該基準額から利用者負担額を控除した額（以下「給付費」という。）を支給するものとする。
- 4 前項に規定する給付費の支給を受けようとする支給決定障がい者等は、市長に対し、指定事業者が交付した基準額の領収書を提出しなければならない。
（給付費の代理受領）

第15条 指定事業者は、前条の規定に基づき支給される給付費について、支給決定障がい者等の委任があった場合に限り、当該支給決定障がい者等に代わり、市長から支払を受けることができるものとする。

- 2 指定事業者は、前項に規定する代理受領を行う場合は、市長に対し、利用者ごとの実績記録票を添付し、給付費の請求を行うものとする。この場合において、前条第1項の規定による請求は行わないものとし、また、利用者負担金の請求を支給決定障がい者等に行わなければならないものとする。
（不正に支給を受けた給付費の返還）

第16条 支給決定障がい者等又は前条により給付費を代理受領した指定事業者（以下「給付費を受けた者」という。）について、その給付費が、不正に支給を受けたものと市長が認めるときは、その給付費を受けた者に対し、市長は、不正に支給を受けた給付費の全部又は一部の返還を求めなければならない。

第2章 移動支援事業

（移動支援事業の目的）

第17条 移動支援事業（次条から第23条までにおいて「事業」という。）は、次条に定める者について、外出時の支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

（対象者）

第18条 事業の対象者は、障がい者等であって次の各号に該当する者とする。

- (1) 屋外における移動が困難と認められる視覚障がいのある障がい者及び障がい児。
- (2) 身体障がい者手帳（体幹機能障がい1級・2級、上肢障がい1級、下肢障がい1級又は脳性麻痺による移動機能障がい1級に限る。）の交付を受けていて、かつ、屋外における移動が困難と認められる障がい者及び障

がい児。

- (3) 療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けていて、かつ、屋外における移動が単独では困難と認められる障がい者及び障がい児。
- (4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度の者であり、かつ、屋外における移動が困難と認められる障がい者及び障がい児。
- (5) その他、所長が特に必要と認めた者。

2 前項に該当する対象者が、他の制度で移動支援事業におけるサービス内容を代替できる場合は、事業の対象者としなない。

(事業の内容、支給量の基準)

第19条 事業の対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加のための外出とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上本制度を適用することが適当でない外出は、対象外とする。

2 支給量上限の基準は次の各号に掲げるものを合算したものとする。

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出 必要と認められる時間
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出 13時間/月

第3章 日中一時支援事業

(日中一時支援事業の目的)

第20条 日中一時支援事業(次条から第22条までにおいて「事業」という。)は、次条に定める者の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族等の就労支援及び一時的な休息を目的とする。

(対象者)

第21条 事業の対象者は、日中において監護する者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者及び障がい児。
- (2) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度の障がい者及び障がい児。
- (3) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援を利用している未就学障がい児のうち、児童発達支援センターを利用し保護者が就労をしている未就学障がい児又は、児童発達支援と保育園等を並行通園し

ている未就学障がい児。

(4) その他、所長が特に必要と認めた者

(事業内容、支給量の基準)

第22条 事業の内容は、指定事業所において日中の活動の場を提供し、また、見守り等を行うこととする。

2 支給量については1回の提供時間が4時間以下である場合は1/4日、8時間以下である場合は1/2日、8時間を超える場合は3/4日として計算し、支給量上限の基準は原則7日/月とする。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による給付費の支給の申請及び決定の手続、給付事業の事業者の決定の手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 利用者負担割合の軽減・免除の適用（第 11 条関係）

区分	事由	利用者負担割合	
(1)	震災、風水害等の自然災害又は火災その他これに類する災害(以下「災害」と総称する。)により自己又はその属する世帯の生計中心者が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について損害を受けた金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下この表において同じ。)が、その住宅又は家財の価格の 10 分の 5 以上である者	6%	0%
(2)	災害により自己又はその属する世帯の生計中心者が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について損害を受けた金額が、その住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満である者	6%	4%
(3)	その者の属する世帯の生計中心者が死亡したことにより、その世帯の収入が著しく減少した者	4%	2%
(4)	その者の属する世帯の生計中心者が負傷、入院、失業等により、その世帯の収入が著しく減少した者		